

岩手県告示第831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成20年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター
  - (2) 代表者の氏名 山田祐子
  - (3) 主たる事務所の所在地 宮古市小山田四丁目5番34号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、宮古地区における障害者が、地域の一員として活動し、職業生活における自立と社会参加の機会促進に寄与することを目的とする。